

岩見沢市指定暑熱避難施設等募集要項

（趣旨）

第1条 この要項は、気候変動適応法（平成30年法律第50号。以下「法」という。）第21条第2項に規定する、市長以外のものが管理する施設を指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）として指定するにあたり、民間施設等を募集するための必要な事項を定めるものとする。

（施設の基準）

第2条 クーリングシェルターとして市長が指定する施設は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 当該施設が、メンテナンスされた適当な冷房設備を有すること。
- (2) 北海道に熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）が発表されたとき、または、石狩・空知・後志の区域において熱中症警戒アラート（熱中症警戒情報）が発表された場合であって岩見沢市の暑さ指数が33以上と予想されるときは、当該施設を住民その他の者に開放すること。
- (3) 住民その他の者の滞在の用に供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保し、休息用の椅子等を準備すること。
- (4) 施設の利用については無料とし、必要な経費は各施設の負担とすること。
- (5) 利用者に対して、直接的に物品の販売や有償サービスの提供、勧誘等を行わないこと。
- (6) 遊興を主たる目的とした施設でないこと。
- (7) 公序良俗に反する施設でないこと。
- (8) 法人等の団体が管理する施設であること。

（運用の期間）

第3条 運用の期間は、毎年7月1日から9月30日までとする。ただし、該当期間外において気温が著しく高くなる場合は、クーリングシェルターとして開設を求めることがある。

（応募）

第4条 クーリングシェルターとして指定を受けるために応募しようとするものは、岩見沢市クーリングシェルター応募用紙により行うものとする。

（協定の締結）

第5条 市長は、前条の応募があった施設が第2条の規定に適合すると認める場合は、クーリングシェルターとして指定するとともに、当該施設の管理者との間において、次に掲げる事項を定めた協定を締結するものとする。

- (1) 協定の目的となるクーリングシェルター
- (2) 開放することができる日及び時間帯

- (3) 開放により受け入れることが可能であると見込まれる人数
- (4) その他環境省令で定める事項
- (5) 協定指定暑熱避難施設の管理に関する事項
- (6) 協定の有効期間
- (7) その他必要な事項

(公表)

第 6 条 前条の規定による協定を締結し、または、その内容を変更したとき、若しくは、第 8 条の規定により指定を取り消したときは、同条第 1 号から第 3 号に掲げる事項について、市ホームページその他の方法により公表するものとする。

(協定の有効期間)

第 7 条 第 5 条に規定する協定の有効期間は締結日から同日の属する年度の 3 月 31 日までとする。ただし、当該期間の満了の 1 か月前までに、協定の更新をしない旨の申出がなかった場合には、引き続き同一の条件で 1 年間更新されるものとし、以後も同様とする。

(指定の取消し)

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 5 条の規定による指定を取り消すものとする。

- (1) クーリングシェルターが廃止されたとき。
- (2) クーリングシェルターが第 2 条各号に掲げる基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 第 5 条に規定する協定が廃止されたとき。
- (4) その他市長がクーリングシェルターとして指定する必要があると認めるとき。

(免責事項)

第 9 条 クーリングシェルターの利用者が、施設に損害を与えた場合であっても、市は損害賠償の責任を負わない。

(涼み処)

第 10 条 クーリングシェルターとして応募しようとする施設は、第 2 条第 2 号の規定に関わらず常態的に暑さを避けるために利用できる施設（以下、「涼み処」という。）としてあわせて応募することができる。

(その他)

第 11 条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、市民環境部長が定める。